

令和7年1月27日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。  
なお、本公募に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 件 名

令和7年度大臣等通訳における通訳契約希望業者募集要項

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 業務内容

(1) 通訳要領

ア 日本語・英語の逐次及び同時通訳

イ 日本語・各言語(中国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、韓国語、ロシア語、イタリア語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語)の逐次及び同時通訳

(2) 通訳場所

国内又は海外(外国出張への同行を含む。)

(3) 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

または、随時の審査に合格した日から令和8年3月31日

4. 応募条件

(1) 3(1)アに応募する場合

日本語・英語の会議通訳の経験が10年以上の通訳者が5名以上登録していること。

(2) 3(1)イに応募する場合

日本語・各言語(中国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、韓国語、ロシア語、イタリア語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語)の会議通訳の経験が10年以上の通訳者が登録していること。

(3) 共通条件

ア 外交安全保障に係る二国間会談及び国際会議における総理大臣、防衛大臣又は外務大臣等の発言の逐次及び同時通訳の会社実績(過去3年間)を有していること。

イ 業務で知り得た情報等の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること。

## 5. 提出資料

- (1) 上記4. 応募条件(1)、(2)に該当する通訳者リスト(主要通訳歴を記載)
- (2) 上記4. 応募条件(3)アに該当する過去3年間の会社実績表(日本語・英語は別紙様式1、日本語・各言語は別紙様式2)
- (3) 上記4. 応募条件(3)イに該当する社内における秘密保持体制がわかる資料
- (4) 単価表(通訳料1日・半日)
- (5) 会社概要等がわかる資料
- (6) キャンセルポリシーがわかる資料
- (7) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

## 6. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料を令和7年2月12日(水)の18:00までに提出しなければならない。

- (2) 問い合わせ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)

ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 内線20824 (庁舎A棟10階)

Email nakajimarof@ext.mod.go.jp

イ 応募条件について

防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816 (庁舎A棟10階)

Email naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

## 7. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

## 8. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。  
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

## 9. その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 契約締結日までに令和7年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

## 【英語】過去3年間の外交安全保障に係る二国間会談及び国際会議における総理大臣、防衛大臣又は外務大臣等の発言の逐次及び同時通訳の会社実績表

No.	実施時期	委託者	実施場所	案 件	細部通訳形態	備 考
記載例	2018.10.3	防衛省	防衛省	日米防衛相会談	〇〇大臣の発言を米国防長官に対し逐次通訳	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

## 【各言語】過去3年間の外交安全保障に係る二国間会談及び国際会議における総理大臣、防衛大臣又は外務大臣等の発言の逐次及び同時通訳の会社実績表

No.	実施時期	委託者	実施場所	通訳言語	案 件	細部通訳形態	備 考
記載例	2018.7.23	防衛省	防衛省	イタリア語	日伊防衛相会談	〇〇防衛大臣の発言をイタリア国防大臣に対し逐次通訳	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							